

公告 第 742 号
令和 5 年 3 月 27 日

オムロン健康保険組合
理事長 富田 雅彦



任意継続被保険者の標準報酬月額について

組合同約第 44 条第 2 項の改定により任意継続被保険者の標準報酬月額について、
下記のとおり公告します。

記

令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額をもって、その者の任意継続被保険者の標準報酬月額とします。

ただし被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 710,000 円を超えるときは、710,000 円を任意継続被保険者の標準報酬月額とします。

なお、令和 4 年 3 月 31 日までに任意継続被保険者の資格を取得された方の標準報酬月額は従前の例による。

適用期間：令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

以上

公告期間 令和 5 年 3 月 27 日 ～ 令和 5 年 4 月 30 日